

《水田地帯で新たに園芸作物の栽培、産地化に取り組む皆様へ》

時代を拓く園芸産地づくり支援のうち  
水田農業高収益作物導入推進事業  
(都道府県推進) について

令和4年1月  
農林水産省  
生産局園芸作物課

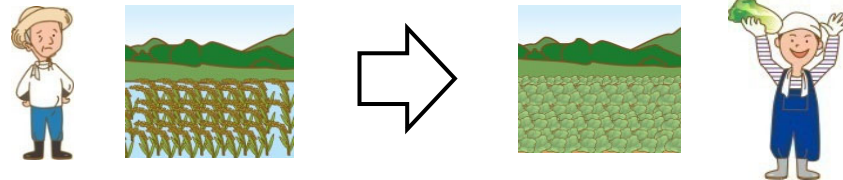
本資料は、令和4年度政府予算原案に基づくものであるため、成立後の予算の内容に応じて、支援内容等の変更があり得ますので、あらかじめ留意ください。

# 1. 事業の目的

- 本事業は、水田農業における高収益な園芸作物の導入及び水田地帯に園芸作物の産地化を実現するため、産地の実情に応じて園芸作物導入の第1歩となる取組を支援する「園芸作物導入促進事業」、園芸作物の本格的な生産を支援する「園芸作物転換強化事業」の2つのタイプで、**水田地帯における米、麦、大豆、そば及びなたねから園芸作物への転換の取組**を支援します。

## 園芸作物の導入・産地化に向けた視点

- 新産地形成の余地、ポテンシャルの大きな**水田地帯をターゲット**に、高収益な**園芸作物を導入**することが効果的。



- 水田農業の振興にとっても、
  - (1) 園芸作物の導入による**所得向上**
  - (2) 周年営農による**労働力のフル活用**や**労働時間の平準化**などの効果が期待されるところ。

- 水田地帯においては、平成30年産からの生産数量目標の配分廃止を受けて、需要に応じた作物生産体制の構築が求められているところ。



## 2. 支援スキーム

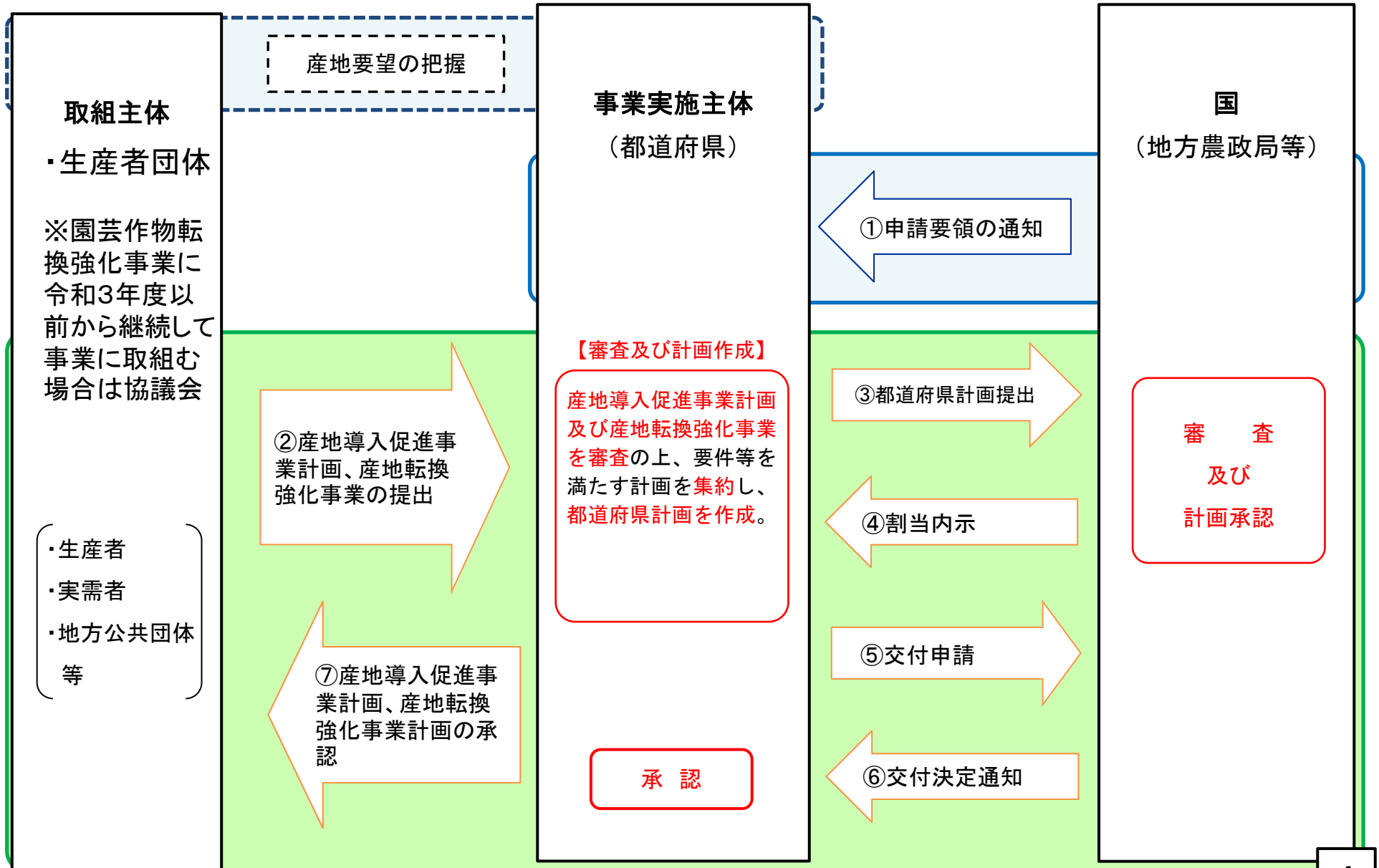
	園芸作物導入促進事業	園芸作物転換強化事業
事業実施主体	都道府県	都道府県
取組主体	生産者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者団体</li> <li>・生産者、実需者等から構成される協議会</li> </ul> ※令和3年度以前から継続して事業に取り組む場合
支援対象となる取組	1 産地の合意形成に向けた取組 2 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組	1 産地の合意形成に向けた取組 2 栽培技術の確立等に向けた取組 3 機械・施設のリース方式による導入等の取組
補助率	定額	定額、1 / 2
対象品目	野菜、果樹、花き	野菜、花き
主な事業要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻等からの作付転換により園芸作物の作付面積を増加させる目標を設定すること。</li> <li>・普及指導センター等から技術面等の指導を受けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果目標年度において新しく育成される産地規模の30%以上において実需者と契約取引を行うこと。</li> </ul>
国費の上限	1 地区当たり300万円	1 地区当たり5,000万円（ただし低コスト耐候性ハウスを導入する場合は1億円）

### 3. 事業の採択基準

取組主体が作成した計画は、以下の採択基準に照らしポイントを付与し、都道府県で審査されます。

採択基準の区分	ポイント数	
	導入促進	転換強化
1. 成果目標の作付面積規模 成果目標で設定した園芸作物の作付面積規模に応じて加算	1～10	1～10
2. 主食用水稲からの転換面積規模 主食用水稲作付面積から園芸作物に作付転換する面積規模に応じて加算	1～3	1～3
3. 契約取引の割合 実需者との契約取引の割合に応じて加算	—	5～7
4. 取組効果加算 前年度から継続して実施する場合に加算。 ※園芸作物導入促進事業の取組主体が園芸作物転換強化事業に取り組む場合も加算	3	3(※)
5. 都道府県加算 都道府県が特に重要性が高く優先的に実施する必要がある判断した場合に加算 ※1都道府県当たり9ポイントまで	1～3	1～3
6. 水田農業高収益化に向けた体制整備 水田農業高収益化推進計画に事業の取組が位置づけられ、適切である判断される場合は加算	3	3
7. 輸出事業計画との連携 グローバル産地計画に本事業の活用が位置づけられている場合は加算 ※事業開始までに、取組主体の1者以上がGFPコミュニティサイトへ登録することが必要	3	3
8. 革新計画との連携 取組主体が革新計画を策定若しくは計画に参画している場合は加算	3	3
9. 農福連携の推進 取組主体が障害者を雇用している又は障害者就労施設に農作業を委託する場合は加算	3	3
10. GAP認証等の取得 取組主体が、GAP認証(GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP)を取得している場合は加算	3	3

## 4. 事業の流れ① (イメージ)

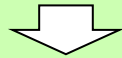


## 5. 園芸作物導入促進事業の内容（1）産地の合意形成

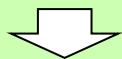
水稻等から園芸作物への転換に向けて、園芸作物の導入に向けた関係者との検討会やセミナー等への参加、先進地への視察調査などに係る取組を支援します。

### 事業の進め方の一例

- 産地導入促進事業計画を作成し、都道府県に提出（都道府県が審査及び集約し、取りまとめた都道府県計画を作成し、国に申請）。



- 都道府県計画の交付決定・計画の承認後、普及指導センター等の関係者から構成される検討会を開催し、園芸作物導入に当たっての課題の抽出や具体的な取組内容、実施時期等を検討。



- 栽培技術の習得等を図るため、栽培技術の専門家を招いての現地講習会、先進地への視察調査、セミナー等の参加などを実施。



講習会の開催



先進地への視察調査

### 支援対象となる経費（補助率：定額）

旅費、謝金、印刷製本費、賃金等、会場借料 等

### よくある質問

Q：産地導入促進事業計画の作成に係る経費は対象になりますか？

A：支援対象となる経費は、交付決定後の活動に対する経費のため、対象になりません。

Q：専門家を招いて現地検討会を開催する場合の補助対象経費は何が対象となりますか？

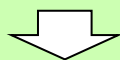
A：旅費、謝金、資料印刷費等が補助対象です。ただし、謝金や旅費の額については、規約等で定めているもので、かつ社会通念上適切と認められる範囲に限ります。

## 6. 園芸作物導入促進事業の内容（2）品種の選定や出荷先の確保

実需者ニーズを踏まえつつ、産地の気象・土壌条件に適した品種の検討や、出荷先の確保に向けた実需者との話し合い等に係る取組を支援します。

### 事業の進め方の一例

- 水田における園芸作物の導入に当たり、排水対策等の技術面や実需者ニーズ把握等の販売面での課題を抽出するための検討会の開催を実施。



- 抽出した課題の解決に必要な、実証ほ場での栽培実証試験、産地内の生産者間の勉強会などを開催し、合意形成に向けた取組を実施。



- 出荷先の確保を図るため、実需者との継続的な協議や、今後の生産拡大に向けた種苗の生産体制や労働力の確保など産地推進計画を検討。



実需者ニーズを踏  
まえた品種選定



排水不良ほ場  
における排水対策の実証

### 支援対象となる経費（補助率：定額）

旅費、謝金、印刷製本費、会場借料、賃金等（※）、借上費、原材料費 等

※ 取組主体に従事する者が行う栽培管理に係る賃金は補助対象となりません。

### よくある質問

Q：実証ほ場を設置する場合の補助対象経費は？

A：ほ場借上費、種苗代、機械・施設のレンタル料等が上記の支援対象となる経費です。

Q：実証ほ場の設置面積に上限はありますか？

A：面積上限はありませんが、事業の目的・趣旨に沿った取組であり、かつ、実証として適切な面積設定が必要です。

Q：実証において、機械・施設の購入は可能か？

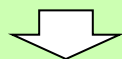
A：機械・施設の購入は出来ません。実証に必要な機械等のレンタル費は支援対象となります。

## 7. 園芸作物転換強化事業の内容（1）産地の合意形成

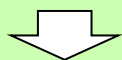
水稻等から園芸作物への転換に向けて、技術面や販売面における課題の抽出、関係者の合意形成に向けた検討会や現地講習会の開催、先進地への視察調査などに係る取組を支援します。

### 事業の進め方の一例

- 産地転換強化事業計画を作成し、都道府県に提出（都道府県が審査及び集約し、取りまとめた都道府県計画を作成し、国に申請）。



- 都道府県計画の交付決定・計画の承認後、取組主体が検討会を開催し、今後の事業実施に当たっての具体的な取組内容、実施時期等を検討。



- 産地の合意形成を図るため、栽培技術の専門家を招いての現地講習会、産地内の生産者間の勉強会、先進地への視察調査などを開催。



検討会の開催



現地講習会の開催

支援対象となる経費（補助率：定額）

旅費、謝金、印刷製本費、賃金等、会場借料 等

### よくある質問

Q：産地転換強化事業計画の作成に係る経費は対象になりますか？

A：支援対象となる経費は、交付決定後の活動に対する経費のため、対象になりません。

Q：専門家を招いて現地検討会を開催する場合の補助対象経費は何が対象となりますか？

A：旅費、謝金、資料印刷費等が補助対象です。ただし、謝金や旅費の額については、規約等で定めているものであり、かつ社会通念上適切と認められる額に限ります。

Q：産地内勉強会の際、会議室で出すお茶等の飲食経費は対象となりますか？

A：飲食等の経費は全て補助対象になりません。

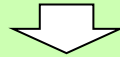


## 8. 園芸作物転換強化事業の内容（2）栽培技術の確立等に向けた取組

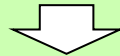
実需者ニーズを踏まえた園芸作物の生産及び供給体制の構築に必要な栽培実証試験、トレーサビリティ手法の導入や、出荷先の確保に向けた実需者との話し合い等に係る取組を支援します。

### 事業の進め方の一例

- 品種の選定に当たり、ニーズの把握のための実需者へのヒアリング、品目選定検討会議の開催を実施。



- 選定した品種について、実証ほ場での栽培実証試験、産地内の生産者間の勉強会などを開催し、合意形成に向けた取組を実施。



- 出荷先の確保を図るため、実需者との継続的な協議や、今後の生産拡大に向けた種苗の生産体制や労働力の確保など産地推進計画を検討。



品種選定試験



実需者と計画的に協議

### 支援対象となる経費（補助率：定額）

旅費、謝金、印刷製本費、会場借料、賃金等（※）、借上費、原材料費 等

※ 取組主体構成員が行う栽培管理に係る賃金は補助対象となりません。

### よくある質問

Q：実証ほ場を設置する場合の補助対象経費は？

A：ほ場借上費、種苗代、栽培管理賃金等が上記の支援対象となる経費です。

Q：実証ほ場の設置面積に上限はありますか？

A：面積上限はありません（産地の実情や、取組内容に応じて設定することが可能です）。

ただし、事業の目的・趣旨に沿った取組であり、かつ、実証として適切な面積設定が必要です。

Q：実証ほ場で生産した農産物は販売できますか？

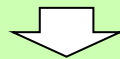
A：生産に直接関わらない経費や機械・施設の導入経費のみを補助対象とした場合等は、生産物の販売は可能です。

## 9. 園芸作物転換強化事業の内容（3）機械・施設のリース方式による導入等①

まとまった面積でより高い収益を確保できるよう、低コスト生産に必要な機械化一貫体系の導入、導入機械に対応する栽培技術の研修会等を実施。

### 事業の進め方の一例

- 園芸作物の低コスト生産を実現するために必要な農業機械のリース方式による導入を実施。



- 新たに導入する機械に対応した畝幅や収穫適期の判断といった栽培技術に係る研修会を実施。

#### 【機械化一貫体系の導入（キャベツ）】



畝立同時施肥機

全自動移植機

収穫機



試験ほ場での機械実演

### 支援対象となる経費（補助率：定額、1/2以内）

定額：旅費、謝金、印刷製本費、会場借料、賃金等

1/2以内：借上費（※）

※ リース方式による機械・施設導入に係る経費。

### よくある質問

Q：機械のリース導入に当たっては、トラクターも対象となりますか？

A：園芸作物の生産に必要な機械のみが対象です。

なお、トラクターなど汎用性の高い機械は対象となりません。また、リース料助成額の計算方法は、以下のとおりとします。

リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1/2以内

リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2以内

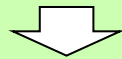
により計算し、千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額

## 10. 園芸作物転換強化事業の内容（3）機械・施設のリース方式による導入等②

まとまった面積でより高い収益を確保できるよう、施設野菜の生産に必要なハウス等のリース導入、導入施設に対応する栽培技術の研修会等を実施。

### 事業の進め方の一例

- 水稲から施設野菜等の生産転換に向け、取組主体がリース方式によりハウスを導入。



- 園芸施設栽培に適した栽培技術に係る研修会を実施。



ハウスのリース導入による施設野菜の生産



栽培研修による技術の習得

### 支援対象となる経費（補助率：定額、1/2以内）

定額：旅費、謝金、印刷製本費、会場借料、賃金等  
1/2以内：借上費（※1）、備品費（※2）

※1 リース方式によるハウスの導入経費。

※2 資材費（農業用フィルム、パイプ等）。

### よくある質問

Q：ハウスをリース導入する際の補助率は？

A：補助率は1/2以内となります、リース料助成額の計算方法は、以下のとおりとします。

（リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1/2以内  
リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2以内  
により計算し、千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額

Q：ビニールハウスを自力施工する際の補助対象経費は？

A：農業用フィルム及びパイプの資材費が補助対象となります（施工に係る人件費は補助対象となりません）。




## 11. 園芸作物転換強化事業の補足説明（1）取組毎の補助率

1 取組主体当たりの国費の上限を0.5億円とします（ただし、低コスト耐候性ハウスのリース導入に取り組む場合は、1 取組主体当たりの国費の上限を1億円とします）。

事業メニュー	詳細	補助率
産地の合意形成に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検討会の開催</li> <li>○ 園芸作物の生産及び供給体制の整備（講習会、先進地調査 等）</li> </ul>	定額 定額
栽培技術の確立等に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 試験栽培の実施（品種選定、効果分析、マニュアル作成 等）</li> <li>○ 品種の加工適性試験</li> <li>○ GAP・トレーサビリティ手法の導入（検討会、システム実証 等）</li> <li>○ 販路拡大の取組（実需者との意見交換、展示販売出展 等）</li> </ul>	定額 定額 定額 定額
機械・施設のリース方式による導入等の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機械・施設のリース方式による導入</li> <li>○ 省力化・安定生産に必要な生産資材の導入</li> <li>○ 栽培実証の確立や研修会の開催</li> </ul>	1/2以内 1/2以内 定額

## 12. 園芸作物転換強化事業の補足説明

### (2) 施設園芸の体制構築取り組む場合（補助対象経費の考え方）

ハウスのリース導入		ハウスの資材購入	
 <p><b>耐候性ハウス</b></p> <p>強い農業・担い手づくり総合支援に準じる水準</p>		 <p><b>被覆資材やパイプ</b></p> <p>自力施工が可能なビニールハウス資材に限る</p>	
 <p><b>ビニールハウス</b></p> <p>自力施工ができないビニールハウスに限る</p>		<p>【農業用フィルムの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農POフィルム 農ビに比べ、軽く耐久性に優れており、長期展張に適する。</li> <li>○フッ素フィルム ガラス並みに日光の透過性が高く耐久性にも優れる。10年以上の長期展張も可能。</li> </ul>	
補助対象経費	借上費 (ハウスのリース費)	補助対象経費	備品費 (農業用フィルム及びパイプ)
補助率	物件価格の1/2以内	補助率	購入費の1/2以内
<p>《留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組主体が、<u>リース方式によりハウスを導入する際に活用が可能です。</u></li> </ul>		<p>《留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組主体が、<u>ハウス資材（自力施工が可能なビニールハウス資材に限る）を購入する際に活用が可能です。</u></li> </ul>	

# 13. 園芸作物転換強化事業の補足説明

## (3) 機械・施設のリース方式による導入に取り組む場合の申請方式

	申請方式	
	取組主体のみで申請	取組主体とリース事業者との共同申請
事業者の選定	<p><b>リース事業者を選定</b> (選定に当たっての留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 以下により、事業費が低減できる<b>リース事業者を選定</b>すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>① リース機械・施設の希望小売価格を確認すること</li> <li>② 一般競争入札の実施又は複数の事業者から見積もりを提出させること</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>リース機械・施設の納入事業者を選定</b> (選定に当たっての留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 以下により、事業費が低減できる<b>リース機械・施設の納入事業者を選定</b>すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>① リース機械・施設の希望小売価格を確認すること</li> <li>② 一般競争入札の実施又は複数の事業者から見積もりを提出させること</li> </ul> </li> <li>➢ <b>リース事業者と随意契約を締結する場合は、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報等についての資料を提出させること</b></li> </ul>
契約主体	取組主体又は取組主体内の生産者	取組主体又は取組主体内の生産者
補助金交付先	<b>取組主体</b> へ交付	<b>取組主体</b> または、 <b>共同申請者であるリース事業者</b> へ交付

## 14. 園芸作物転換強化事業の補足説明

### (4) 機械・施設のリース方式による導入における補助対象の範囲

主な補助対象機械		対象外
ほ場準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耕うん、整地用機械</li> <li>・ 施肥用機械</li> <li>・ 関連機器・装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トラクター</li> <li>・ 農業以外に使用可能な汎用性の高いもの 〔 運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等 〕</li> <li>・ 中古の農業機械・施設</li> <li>・ 更新と見なされる機械・施設</li> </ul>
生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移植、播種用機械</li> <li>・ 育苗用機械</li> <li>・ 栽培管理用機械</li> <li>・ 防除用機械</li> <li>・ 収穫用機械</li> <li>・ 関連機器・装置</li> <li>・ 施設園芸用ハウス・機器・装置</li> <li>・ 育苗用ハウス・機器・装置</li> </ul>	
出荷 ・ 調製	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調製用機械 〔 乾燥調製機、根切機、葉切機、洗浄機、結束機、花き結束機、選別機 等 〕</li> <li>・ リーフアーコンテナ</li> </ul>	

※ 農業機械・施設のリース方式による導入に際しては、成果目標年度に水稻等から園芸品目へ転換した産地規模での生産に必要な規模（数量、台数等）で導入が可能

## 15. 水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進）の活用について

本事業の関連事業である全国推進事業では、水田において園芸作物を導入するに当たり、課題となる生産技術及び出荷技術の普及を目的に、全国各地で現地検討会やセミナー等の開催を予定しています。

技術習得等の目的でこれらの検討会やセミナーに参加する場合、旅費等の費用については、本事業の補助対象となりますので、参加についてご検討ください。

### 【全国推進における過去の取組】



はくさい機械収穫実演会及びセミナー  
（茨城県結城市）



だいこん機械収穫実演会及びセミナー  
（青森県東北町）



えだまめ機械収穫実演会及びセミナー  
（新潟県上越市）



水田を活用した加工・業務用野菜の取組に関する現地検討会及びセミナー  
（岡山県総社市）



全国推進事業成果発表会  
（東京都江戸川区）